# 条件付一般競争入札実施要項
## （時間貸駐車場の運営に係る組合所有地の一時貸付）

入札日：令和９年２月１日

熊本県市町村総合事務組合

## 1 趣旨

熊本県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の所有地（普通財産）を自動車駐車場（時間貸駐車場）として有効活用するにあたって、整備、運営及び管理が可能な事業者と賃貸借契約を締結するため、条件付一般競争入札を実施します。

## 2 貸付物件（土地）

| 所在地番 | 貸付面積 | 地目 | 最低貸付価格（月額） |
|---|---|---|---|
| 熊本市中央区桜町２番 73 | 748.36 ㎡ | 宅地 | 575,000 円（税別） |

## 3 入札のスケジュール

| | |
|---|---|
| 入札公告 | 令和８年 11 月 16 日（月） |
| ▼ | |
| 質問書の受付 | 令和８年 11 月 16 日（月）～令和８年 12 月７日（月）午後５時まで<br>回答：令和８年 12 月 14 日（月）までに熊本県市町村総合事務組合ホームページ上で回答します。 |
| ▼ | |
| 入札参加申込 | 令和８年 11 月 16 日（月）～令和８年 12 月 21 日（月）午後５時まで<br>【受付場所】熊本県市町村自治会館６階<br>熊本県市町村総合事務組合　事業課 |
| ▼ | |
| 入札参加資格の確認 | 入札参加資格を満たしているか確認を行います。<br>結果は令和９年１月 15 日（金）までにすべての申込者へ通知します。 |
| ▼ | |
| 入札・開札 | 令和９年２月１日（月）午後２時から<br>【入札場所】熊本県市町村自治会館６階会議室 |
| ▼ | |
| 落札者の決定 | 開札日から１週間以内に決定通知を送付予定 |
| ▼ | |
| 契約保証金の納付 | 契約締結までに、熊本県市町村総合事務組合の指定する口座へ、契約保証金（貸付料の３か月分）を納付。（貸付期間満了時に還付します。） |
| ▼ | |
| 契約締結 | 落札者決定通知の日から７日以内 |
| ▼ | |
| 貸付開始 | 令和９年４月１１日（日）から<br>※貸付料は、初年度分（年額）を令和９年４月 30 日（金）までに納付 |

※ スケジュールは変更となる場合があります。

## 4 貸付期間

（1） 令和 9 年 4 月 11 日から令和 14 年 3 月 31 日までとします。(時間貸駐車場施設の整備、設置及び原状回復に要する期間を含みます。)

（2） 貸付期間満了後、組合が支障なしと判断した場合に限り、貸付期間を 1 年間更新することができます。以後も同様としますが、更新できる回数は、最大で 5 回まで（最長で令和 19 年 3 月 31 日まで）とします。

## 5 貸付料

（1） 決定方法

条件付一般競争入札を実施し、落札額に消費税額を加えた額を月額貸付料とします。

（2） 1 か月未満の貸付料

貸付期間に 1 か月に満たない端数があるときは 1 か月を 30 日とした日割りをもって計算します。

（3） 納付方法・納付期限

貸付料は、年額（4 月から翌年 3 月までの 12 月分）を、毎年 4 月末日までに組合の指定口座に納付してください。

（4） 貸付料の改定

市場の変動等により当初落札価格との乖離が生じているような場合は、貸付料の改定を請求することがあります。この場合、協議によりその額を決定します。

## 6 貸付条件

（1） 貸付けの用途

時間貸駐車場とします。なお、余剰スペースへの自動販売機（清涼飲料水の販売に限る。）の設置及び借受人自らが運営するカーシェアリングの実施は認めますが、カーシェアリング実施のための駐車区画数は、10 台以内としてください。

（2） 時間貸駐車場に関する条件

ア 貸付物件に、時間貸駐車場の運営にかかる精算機及び駐車場管理機器（ロック板、ゲート又は車両認証センサー（カメラ）等）を設置することを条件とします。

イ 時間貸駐車場の運営方法として、ロック板、ゲート又は車両認証センサー（カメラ）等の機器を設置しない前払い式チケットパーキングは、認めません。

ウ 借受人は、貸付の用途の使用に際して発生するトラブル等に対応するための電話対応窓口（24 時間年中無休）を確保し、その番号を精算機又は精算機付近に掲示してください。

（3） 用途の制限等

ア 平置き駐車場としてください。

イ　原則として、貸付開始後３か月以内に自動車駐車場の用に供してください。

ウ　貸付物件に堅固な建物を建設することや、住居を併設することはできません。また、次の(ア)から(ク)に該当する使用はできません。

（ア）　悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガス等、近隣環境を損なう可能性のある用途

（イ）　政治的又は宗教的用途

（ウ）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員等の事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途、また、同法第２条第２号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれのあると認められる用途

（エ）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等)、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(成人向けＤＶＤショップ等を含む。）の用途

（オ）　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号)、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関係法令、要綱等に違反する用途

（カ）　貸付の用途とは無関係な広告を掲示する用途

（キ）　その他組合が適さないと判断した用途

（ク）　第三者をして(ア)から(キ)の用途に使用させること

（４）　貸付方法

ア　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の５第１項に基づく普通財産の貸付けとなります。

イ　貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物（ブロック塀、フェンス、排水施設、舗装）などを含むものとし、越境物や占有物などがある場合についても現状有姿のままでお貸しすることになります。

ウ　現存する駐車場設備は、現借受人において設置されたものであり、現貸付期間満了後には撤去（原状回復）されるため、すべての駐車場設備の設置を借受人が自己の負担で行ってください。ただし、組合及び現借受人との協議の結果、原状回復の程度を変更する場合があります。

（５）　禁止事項

ア　権利設定及び譲渡の禁止

借受人は、あらかじめ組合から書面による承認を受けた場合を除いて、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をすることはできません。

イ　貸付物件の形質変更の禁止

借受人は、貸付物件の使用にあたり、貸付物件の形質を変更することはできません。ただし、あらかじめ組合から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

（6） 貸付期間の更新

借受人は貸付期間の更新を希望するときは、貸付期間の満了日の３か月前までに組合に書面で申し出てください。

（7） 貸付期間終了時の条件

借受人は貸付期間が満了したとき、又は契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付物件を原状に回復して組合に返還しなければなりません。

この場合、借受人は組合に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。

## 7　借受人の義務

（1） 調査協力義務

使用状況等を把握するため、組合は随時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力していただかなければなりません。

（2） その他

ア　借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を使用・管理し、契約目的に沿った使用をしていただきます。

イ　借受人には、貸付物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。貸付期間中は借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

ウ　借受人は、組合が貸付物件の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ　借受人は、貸付物件の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮してください。

オ　借受人は、貸付けの用途の使用に際して発生するトラブル、苦情等については、一切の責任を持って解決しなければなりません。

カ　借受人は、その所在地又は名称に変更があったときは、速やかに組合に届け出てください。

キ　貸付物件について、貸付期間中に現状変更等をしようとする場合は、現状変更等の申請書を組合に提出し、組合の承認がなされた後に作業等を実施してください。

## 8 違約金

借受人は貸付期間中に、次の事由が生じた場合は、それぞれに定める金額を違約金として支払わなければなりません。

（1） 「7　借受人の義務 （1） 調査協力義務」に違反した場合
月額貸付料の 12 倍に相当する額

（2） 「6　貸付条件」に違反した場合
月額貸付料の 36 倍に相当する額

（3） 貸付料の納付の遅延に伴う違約金
納付期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6％の割合を乗じて計算した金額

## 9　引き渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に現状有姿で引き渡しを行ったものとします。

## 10　物件の返還

借受人は、貸付期間（貸付期間が更新されたときは更新後の期間）の満了日又は契約が解除されたときは組合が指定する日までに、貸付物件を原状に回復し、組合職員による確認を受けて返還するものとします。

## 11　契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、組合又は第三者に損害を与えたときは、すべて借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

（1） 組合、国又は他の地方公共団体が、貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 238 条の 5 第 4 項)。この場合、納入済の貸付料については、未経過期間の日数に応じて返還します。

（2） 借受人が「6　貸付条件」記載の事項に違反、あるいは「7　借受人の義務」記載の義務を果たさない場合。この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。

（3） 借受人が貸付料を納付期限を 2 か月を超えてもなお納付しない場合

## 12　入札参加資格

入札に参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て備える者とします。

（1） 法人であること。

（2） 時間貸駐車場に関し、熊本県内に 2 か所以上の実績を有し、そのうち 1 か所以上を入札参加申込日時点において、 2 年以上継続して運営していること。

（3） 入札参加申込日時点において、熊本県内に事業所を有すること。
（4） 入札参加申込日時点において、時間貸駐車場の運営中のトラブルに対応するため、24 時間年中無休で対応可能な電話対応窓口（コールセンター等）を確保する者であること。
（5） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
（6） 国税及び市町村税の滞納がないこと。

## 13 参加の制限

次のいずれかに該当する場合は、入札の参加を認めないこととします。
（1） 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
（2） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
（3） 熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
（4） 暴力団排除条例第 18 条又は第 19 条に違反している事実がある者

## 14 入札参加申込

受付期間内に、（4）申込に必要な書類を各 1 部用意し、（3）受付場所へ持参又は郵送（書留等の配達状況が確認できる方法で郵送してください。）で提出してください。

受付期限内に書類が届かない場合や書類に不備がある場合は、受付ができませんので余裕をもって提出してください。

（1） 受付期間

令和 8 年 11 月 16 日（月)から令和 8 年 12 月 21 日（月）まで。郵送の場合は必着。

（2） 持参する際の受付時間（土日祝日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除きます。）

（3） 受付場所（持参又は郵送先）

〒862-0911
熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号　熊本県市町村自治会館 6 階
熊本県市町村総合事務組合　事業課

（4） 申込に必要な書類

ア　入札参加申込書（様式１）※実印の押印が必要。
イ　誓約書兼同意書（様式２）※実印の押印が必要。
ウ　事業計画書（様式３）（駐車場区画の配置、時間貸駐車用の精算機等の機器の設置場所がわかる計画図面（任意様式）を添付してください。）
※ フェンス等の構造物を設置又は撤去するなど現状変更等をしようとする場合は、事業計画書にその内容を記載し、計画図面で確認できるようにしてください。
エ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申込日前３か月以内に発行されたもの）
オ　印鑑証明書（申込日前３か月以内に発行されたもの）
カ　役員名簿（様式４）（暴力団の構成員でないことの調査・照会用）
キ　国税の未納がないことの証明書（申込日前１ヶ月以内に発行されたもの）
※ 本社の所在地を所轄する税務署が発行する納税証明書（証明書の種類は「その３の３」）
ク　市町村税に滞納がないことの証明書（申込日前１ヶ月以内に発行されたもの）
※ 熊本県内の事業所が所在する市町村が発行した証明書（県内に複数の事業所を有している法人は、県内で拠点となる事業所の所在市町村としてください。）
ケ　実績調書（様式５）
コ　運営実績を証明する書類（熊本県内で時間貸駐車場の管理運営実績のある物件に係る契約書等の写し。実績調書に記載した２件分）
※ 契約書等の写しは、個人情報の部分をマスキングして提出いただいて構いません。
サ　会社組織図や連絡体制図（24 時間年中無休で対応可能な電話対応窓口の確保状況が分かるもの）

（５） 注意事項
ア　上記以外の資料等の提出を求めることがあります。
イ　提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
ウ　書類作成等は申込者の負担により行うものとします。
エ　提出された申込書類は、入札参加資格の判断のための調査・照会資料として使用します。

（６） 入札参加資格の確認について
申込者から提出された書類に基づき、入札参加資格を満たしているか確認を行います。結果は、令和９年１月 15 日（金）までにすべての申込者に対して通知します。
なお、入札執行までに、入札参加資格を満たさないことが明らかになった場合や申込書類に虚偽があった場合は、入札への参加は認められません。

（７） 入札の辞退
入札申込後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式９）を入札日の前日までに

（3)受付場所まで提出してください。入札日当日に辞退する場合は、入札を執行する職員へ入札辞退届を直接提出してください。

## 15　物件の下見

物件の下見を希望される場合には、直接現地で下見をしてください。事前の連絡は不要です。その際には、駐車場利用者の妨げにならないよう注意してください。

## 16　質問の受付及び回答

質問は、指定の質問書（様式６）により、期間内にＥメールで提出してください。

（１）　質問受付期間

令和８年 11 月 16 日（月）から令和８年 12 月７日（月）午後５時まで

（２）　提出先

熊本県市町村総合事務組合　事業課

提出先アドレス：soukumi@c-kumamoto.gr.jp

（３）　回答

質問に対する回答は、令和８年 12 月 14 日（月）までに、質問者名を伏せて熊本県市町村総合事務組合ホームページに掲載します。

## 17　入札及び開札

入札参加者は、入札参加資格を満たしていることが確認された申込者です。

（１）　入札日時

令和９年２月１日（月）　午後２時

（２）　場所

熊本県市町村自治会館６階　会議室

（３）　入札書について

ア　入札書

所定の入札書（様式８）に必要事項を記入し、入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

なお、代理人が入札する場合は、委任者の実印を押印した委任状（様式７）が必要です。入札書には、委任された代理人の使用印鑑を押印してください。

イ　入札金額の表示

入札金額は、貸付料の月額（消費税を含まない額）を記入してください。

（４）　入札保証金

免除とします。

（5） 入札当日の準備物

ア　入札参加資格があることの確認を受けた通知書の写し（入札参加資格の確認後、組合から送付します。）

イ　入札書（封筒に封入してください。）

ウ　委任状（代理人が入札するとき又は開札に立ち会いする場合）

※入札参加申込時に提出した場合は、不要です。

エ　本人確認書類（代理人の場合は、社員証や名刺等を持参してください。）

（6） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア　入札参加資格のない者のした入札

イ　委任状の提出がない代理人がした入札

ウ　所定の入札書によらない入札

エ　記名、押印を欠く入札

オ　入札金額を訂正した入札

カ　入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

キ　入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク　入札者又はその代理人が１人で２枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

ケ　入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

コ　最低貸付価格に達していない入札

（7） 開札

入札締め切り後、直ちに開札します。

入札参加者が開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

（8） 落札者の決定方法

開札の結果、最低貸付価格以上の入札をした者のうち、最高の価格の入札をした者を落札者と決定します。最高の価格の入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

落札者及び落札額については、熊本県市町村総合事務組合ホームページに掲載します。

（9） 留意事項

ア　入札の開始時刻を過ぎて入室することはできません。遅れた場合は、入札辞退として扱います。

イ　入室できるのは入札参加者につき２名までとします。

## 18　契約の締結

（1） 契約保証金の納付

ア　契約保証金は、月額貸付料（落札額＋消費税額）の 3 か月分に相当する金額とし、契約の締結までに、組合が交付する納入通知書により納付することとします。

イ　契約保証金は、貸付物件の明け渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は、組合に対する一切の債務を控除した残額を還付します。

ウ　契約保証金には、利子を付けません。

（2） 公有財産賃貸借契約書の締結

ア　落札者には落札者決定通知書、公有財産賃貸借契約書及び契約保証金納入通知書を送付します。落札者は、落札者決定通知を受けてから 7 日以内に、契約保証金を納付のうえ、契約書に記名押印し、組合に提出していただきます。

イ　契約書に添付する収入印紙（200 円）のほか、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

（3） 駐車場整備について

ア　駐車場の整備及び機器の設置工事は、貸付期間開始日以降に実施してください。実施にあたっては、組合へ提出した事業計画書（様式 3）及び計画図面により進めてください。（事業計画に変更が生じた場合は、改めて事業計画書（様式 3）及び計画図面を提出し、組合の承認を得て実施してください。）

イ　整備にあたり必要となる関係官公署等への届出は、借受人で行ってください。

ウ　都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）及び関係条例（熊本市の路外駐車場配置等基準）など法令を遵守してください。

## 19　端数処理について

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の規定の例により、貸付料の日割計算等において確定金額に 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切捨てることとします。

## 20　問合せ先

〒862-0911　熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号　熊本県市町村自治会館 6 階
熊本県市町村総合事務組合　事業課
TEL：096-368-0011　FAX：096-368-0004
電子メール：soukumi@c-kumamoto.gr.jp
ホームページ：https://c-kumamoto.gr.jp/sogojimu/

【様式１】

# 入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

熊本県市町村総合事務組合長　様

（申込者）

所在地：

法人名：

代表者職・氏名：　　実印

連絡先　所属・職名：

担当者氏名：

連絡先住所：

電話番号：

メールアドレス：

条件付一般競争入札（令和８年 11 月 16 日付け公告第１号）に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、実施要項に掲げられた条件を満たしていること、実施要項の内容を厳守すること並びにこの申込書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

【添付書類】

○ 登記事項証明書（法人登記簿謄本）（申請日前３か月以内に発行されたもの）

○ 印鑑証明書（申請日前３か月以内に発行されたもの）

○ 国税の未納がないことの証明書（申請日前１ヶ月以内に発行されたもの）

※ 本社所在地を所轄する税務署長が発行する納税証明書（証明書の種類は「その３の３」）

○ 市町村税に滞納のないことの証明書（申請日前１ヶ月以内に発行されたもの）

※ 熊本県内の事業所が所在する市町村が発行した証明書（県内に複数の事業所を有している事業者については、拠点となる事業所１か所としてください。）

○ 誓約書兼同意書（様式２）、事業計画書（様式３）及び計画図面、役員名簿（様式４）、実績調書（様式５）及び根拠書類（実績を証する書類、会社組織図等）

○ 委任状（様式７）（代理人が入札する場合）※入札当日持参でも可

【様式２】

# 誓 約 書 兼 同 意 書

当社は、熊本県市町村総合事務組合が実施する土地の貸付けにかかる条件付一般競争入札の申込に当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることになっても異議は一切申立てしません。

なお、暴力団排除に関して、貴職が熊本県警察本部へ本誓約書兼同意書及び当社の役員の個人情報を照会することに同意します。

令和　　年　　月　　日

熊本県市町村総合事務組合長　様

所在地
法人名
代表者職・氏名　　実印

記

１　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第 1 項の規定に該当しない者であること。

２　経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者に該当しないこと。

３　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しないこと。

４　当社及び当社の役員は、下記のいずれにも該当しないこと。

（１）　熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者

（２）　暴力団排除条例第 18 条又は第 19 条に違反している事実がある者

【様式３】

# 事 業 計 画 書

令和　　年　　月　　日

熊本県市町村総合事務組合長　様

申込者　所在地
法人名
代表者職・氏名

事業計画は次のとおりです。

<table>
<tr><td>対象土地（地番、面積）</td><td colspan="2">熊本市中央区桜町２番 73</td><td>748.36 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td colspan="3">・時間貸駐車場　　台<br>・カーシェアリング　　台<br>・自動販売機の設置　　有・無</td></tr>
<tr><td colspan="3">設置予定の機器等（該当に☑する）</td></tr>
<tr><td>☐精算機<br>☐ロック板<br>☐ゲート<br>☐車室認証センサー（カメラ）等<br>☐満車又は空車を表示する機器</td><td colspan="2">☐看板類<br>☐証明器具<br>☐監視カメラ<br>☐その他<br>［　　］</td></tr>
<tr><td>機器等設置工事期間の予定</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>駐車場運営期間の予定</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>撤去・原状回復期間の予定</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>現状変更計画<br>（現状変更等をしようとする場合に記載すること。）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※ 駐車場の区画配置及び設置予定の機器等の設置場所の計画図面（任意様式）を添付してください。

※ フェンス等の構造物を設置又は撤去するなど現状変更等をしようとする場合は、現状変更計画欄にその内容を記入し、添付する計画図面で確認できるようにしてください。

【様式４】

# 役 員 名 簿

申込者　　所在地
法人名
代表者職・氏名

令和　　年　　月　　日現在の役員

| | 役職名 | ふりがな<br>氏　名 | 生年月日 | 性別 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 2 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 3 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 4 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 5 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 6 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 7 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 8 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 9 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 10 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 11 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 12 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 13 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |
| 14 | | | T・S・H・R<br>年　月　日 | 男・女 | |

※この名簿には、法人登録全部事項証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入してください。

※この様式と同様の内容が記載されている資料である場合は、この様式に代えることができます。

【様式５】

# 実 績 調 書

熊本県市町村総合事務組合長　様

条件付一般競争入札（令和８年 11 月 16 日付け公告第１号）の参加申込にあたり、以下の資格要件を満たしていることについて、根拠書類を添えて報告します。

令和　　年　　月　　日

（申込者）
所在地
法人名
代表者職・氏名

１　熊本県内における時間貸駐車場の管理運営実績

| 管理運営期間 | 施設名 | 所在地 | 駐車台数 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

※運営実績を証明する書類（契約書の写し）を添付してください。
入札参加申込日時点で２年以上継続して運営している実績が１か所以上必要です。

２　熊本県内の営業拠点となる事業所

| | |
|---|---|
| 営業拠点名 | |
| 所在地 | |
| 所属人数 | |
| 営業時間 | |

３　24 時間年中無休で対応可能な電話対応窓口（コールセンター等）

| | |
|---|---|
| 名　称 | |
| 所在地 | |
| 運営会社名 | |
| 運営形態 | 自社　・　グループ会社　・　委託　・　その他（　　） |

※会社組織図や連絡体制図を添付してください。

【様式６】

# 質　問　書

令和　　年　　月　　日

熊本県市町村総合事務組合長　様

（参加申込予定者）
所在地：
法人名：
代表者職・氏名：
担当部署：
担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

| | 該当ページや項目名 | 質問内容 |
|---|---|---|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |

（提出先）熊本県市町村総合事務組合　事業課
提出先メールアドレス　soukumi@c-kumamoto.gr.jp

【様式７】

# 委 任 状

令和　　年　　月　　日

熊本県市町村総合事務組合長　様

申込者（委任者）　　所在地

法人名

代表者職・氏名　　実印

私は、下記の者を代理人と定め、次の条件付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札件名　　時間貸駐車場の運営に係る組合所有地の一時貸付
（令和８年 11 月 16 日付け公告第１号）

貸付物件

| 所在地 | 地目 | 地積 |
|---|---|---|
| 熊本市中央区桜町２番７３ | 宅地 | 748.36 ㎡ |

記

代理人（受任者）　　住　所

氏　名

| 代理人の使用印鑑 |
|---|
| この印鑑で入札書を提出してください。 |

【様式８】（入札心得別記第２号様式）

# 入　札　書

| | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | | | | | | | |

１　公 告 番 号　　令和８年　公告第１号

２　件　　名　　時間貸駐車場の運営に係る組合所有地の一時貸付

３　物件所在地番　　熊本市中央区桜町２番７３

熊本県市町村総合事務組合競争契約入札心得その他関係規定を承諾のうえ入札します。

令和　　年　　月　　日

所在地

法人名

代表者職・氏名
（又は代理人氏名）　　実印
又は代理人印

熊本県市町村総合事務組合

組合長　竹﨑　一成　様

(備考)

１　入札金額の有効数字直前に￥を記入してください。

２　金額の訂正は無効とします。書き損じたときは、新しい用紙で書き直してください。

３　入札金額は、**貸付料の月額（消費税を含まない額）**を記入してください。

【様式９】（入札心得別記第３号様式）

# 入　札　辞　退　届

１　公 告 番 号　　令和８年　公告第１号

２　件　　名　　時間貸駐車場の運営に係る組合所有地の一時貸付

３　物件所在地番　　熊本市中央区桜町２番７３

上記について、都合により入札を辞退します。

令和　　年　　月　　日

所在地

法人名

代表者職・氏名

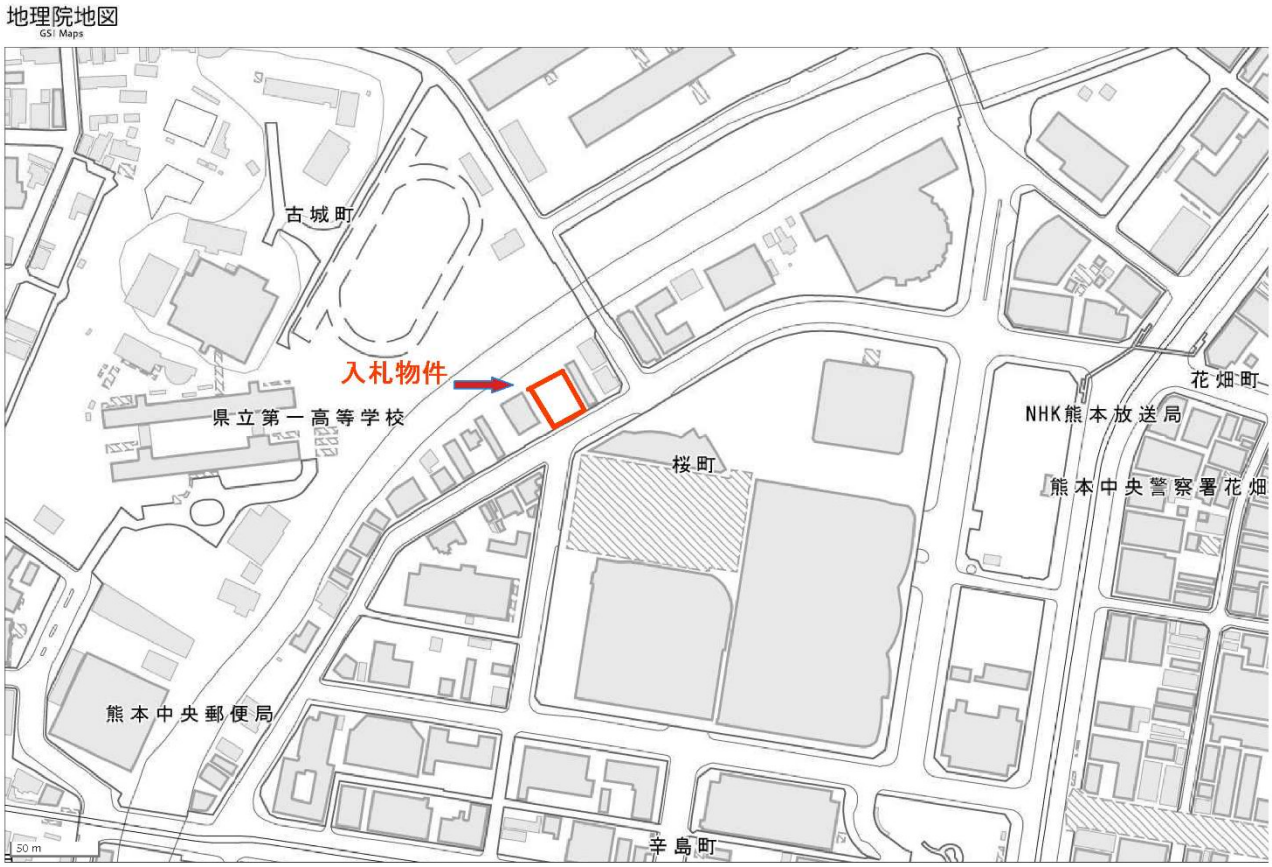
熊本県市町村総合事務組合長　様

# 物　件　調　書

## 1　所在地番等

| 所在地番 | 地目 | 地積 | 都市計画 | 用途地域 |
|---|---|---|---|---|
| 熊本市中央区桜町２番 73 | 宅地 | 748.36 ㎡ | 都市計画区域内<br>（市街化区域） | 商業地域 |

## 2　物件の位置図




## 3　現状回復について

①　現存する駐車場設備は、現借受人において設置されたものであり、現在の貸付期間満了後（令和９年４月１０日まで）には設備及び看板類は撤去され、物件上のアスファルト、フェンス及び白黄ラインを現状有姿のままで引き渡しを受ける予定です。

②　原状回復の程度により、現況が変化する場合があります。

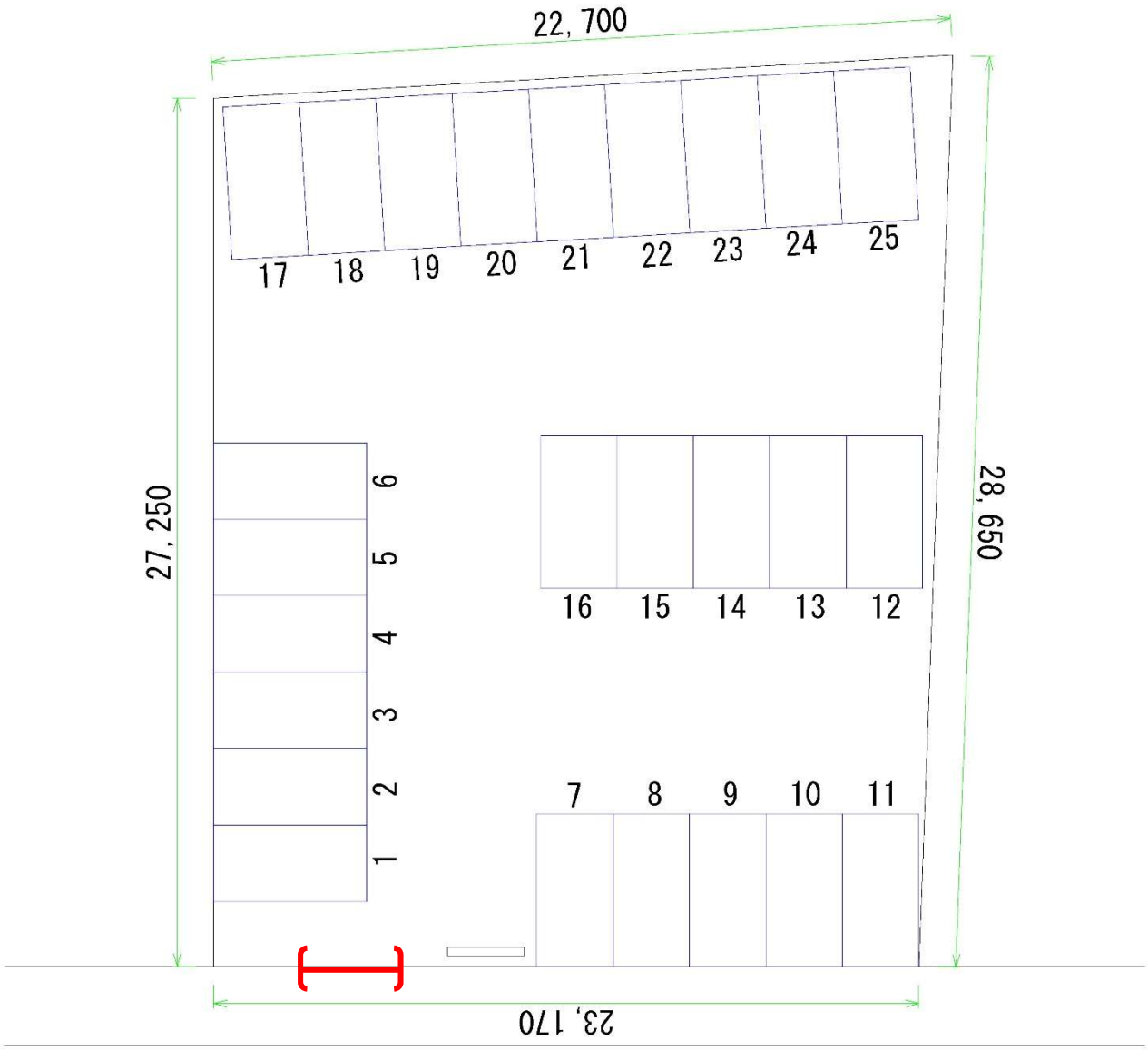
（参考）物件の測量図

※図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。



（駐車区画参考図）

※原状回復後の駐車区画ラインの参考図となります。ただし、図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。




（注）図中の ⊢⊣ の箇所は、現借受人により自動販売機が設置されているため、フェンスが撤去されていますが、原状回復によりフェンスが設置される予定です。

# 公有財産賃貸借契約書（案）

貸付人　熊本県市町村総合事務組合（以下「甲」という。）と借受人　○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産について一時貸付を目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第２条　貸付物件は、次のとおりとする。

| 所在地番 | 地目 | 数量 |
|---|---|---|
| 熊本市中央区桜町２番 73 | 宅地 | 748.36 ㎡ |

（貸付物件の用途等）

第３条　貸付物件の用途は、時間貸駐車場とし、乙は、自ら貸付物件に精算機等の機器を有する時間貸駐車場を整備し、貸付期間中、当該時間貸駐車場を継続して管理及び運営するものとする。

２　乙は、前項の用途に限らず、貸付物件において、自動販売機の設置（清涼飲料水の販売に限る。）及び自らが運営するカーシェアリングの実施を行うことができる。ただし、カーシェアリングの実施のための駐車区画数は 10 台以内としなければならない。

３　乙は、前２項に定める用途として使用するために必要な貸付物件の整備（工事費用等も含む。）、運営及び管理のための費用を自ら負担しなければならない。

（貸付期間）

第４条　貸付期間は、令和９年４月 11 日から令和 14 年３月 31 日までとする（駐車場施設の整備、設置及び原状回復に要する期間を含む。）。

２　乙は、貸付期間の満了後、引き続き貸付物件を１年間賃借しようとするときは、貸付期間の満了する３か月前までに書面をもって甲に申し出なければならない。

３　前項の申出があった場合は、甲が支障なしと判断した場合に限り、本契約と同一条件（貸付期間を除く。）により契約を１年間更新することができる。ただし、更新回数は、最大で５回（最長で令和 19 年３月 31 日まで）とする。

（貸付料）

第５条　貸付料は、月額金【落札額＋消費税額】円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　前項の貸付料は、当該月の１日から末日までの額とする。１か月に満たない期間の貸付料は、１か月を 30 日として日割り計算した額とし、１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

３　消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、

消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを契約金額とする。

（貸付料の納付）

第６条　乙は、貸付料の 12 か月分（４月から翌年３月までの 12 か月）を毎年４月末日までに甲が指定する口座に納付しなければならない。

２　前項に規定する納付期限が銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 15 条１項に規定する銀行の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなす。

【甲指定の振込口座】

金融機関名

支店名

種別

口座番号

口座名義人

フリガナ

（契約保証金の納付等）

第７条　乙は、契約保証金として金【第５条第１項に定める貸付料の３倍の額】円を甲の発行する納入通知書に記載の口座に同通知書に記載の期限までに納付しなければならない。

２　甲は、本契約が終了し、貸付物件の返還を受けたときは、前項の契約保証金を乙に還付しなければならない。ただし、乙において未納の貸付料、損害賠償金その他の甲に対する金銭債務があるときは、契約保証金からこれらを控除する。

３　前項の還付金は、利子が付かないものとする。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第８条　乙は、貸付料を第６条第１項に定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年 14.6％の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第９条 甲は、市場の変動等により貸付物件の価格が著しく変動したとき、貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、第５条の規定にかかわらず、乙に対して貸付料の改定を請求することができる。

２　甲が前項の規定に基づき、乙に対して貸付料の改定を請求するときは、甲乙協議のうえ、その額を決定する。

（貸付物件の引き渡し）

第 10 条　甲は、第４条に定める貸付期間の初日に、第２条に定める貸付物件を乙に引き渡したものとする。

（契約不適合）

第 11 条　乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、貸付料の減額、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができない。

（貸付物件の一部滅失）

第 12 条　甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

（使用上の制限）

第 13 条　乙は、貸付物件を第３条に定める使用目的以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

２　乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により貸付物件及び貸付物件上に所在する工作物等を増改築等により現状変更等しようとするときは、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面によって申請し、甲の承認を受けなければならない。

３　前２項に定める甲の承認は、書面によるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第 14 条　乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

２　前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（物件の保全義務等）

第 15 条　乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全に努めなければならない。

２　乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合は、乙に求償することができるものとする。

３　第１項の規定により支出する費用は、全て乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（現地調査等）

第 16 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提供その他報告を求めることができる。この場合においては、乙は調査等に協力しなければならない。

（１）　貸付料の納付がない場合

（２）　第 13 条、第 14 条及び前条第１項又は第２項に定める義務に違反した場合

（３）　その他甲が必要と認める場合

（違約金）

第 17 条　乙は、第４条に定める貸付期間中であって、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（１）　前条に定める調査等に協力しない場合　第５条第１項に規定する貸付料の 12 倍に相当する額

（２）　第３条、第 13 条又は第 14 条の規定に違反した場合　第５条第１項に規定する貸付料の 36 倍に相当する額

２　前項に定める違約金は違約罰であって、第 21 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 18 条　甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　甲、国又は他の地方公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供するための必要が生じた場合（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 238 条の５第４項）

（２）　乙が貸付物件を第３条第１項の用途で使用しない場合

（３）　乙が貸付料を納付期限後２か月以上経過して、なお納付しない場合

（４）　乙がこの契約に定める義務を履行しない場合

２　乙は、甲が前項第２号から第４号までに該当することにより同項の規定による契約の解除をした場合、これによって受けた損害があっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（原状回復）

第 19 条　乙は、第４条に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは甲の指定する期日までに、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

（貸付料の精算）

第 20 条　契約が解除された場合において、甲は未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、甲は、第 18 条第１項第１号により契約を解除した場合は、未経過期間にかかる貸付料（１か月に満たない未経過期間にかかる貸付料は、第５条第２項の例により算定する。）を返還する。

２　前項ただし書により返還する未経過期間にかかる貸付料には利息を付さないものとする。

（損害賠償等）

第 21 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は第 18 条第１項第１号の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第 238 条の５第５項の規定に基づきその補償を甲に請求することができる。

３　乙は、第４条に定める貸付期間が満了したとき又は第 18 条の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、１日につき第５条第２項の例により算定した貸付料の日額の３倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

（有益費等の放棄）

第 22 条　乙は、第４条に定める貸付期間が満了し、又は第 18 条の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（契約の費用）

第 23 条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（住所等の変更の届出）

第 24 条　乙は、所在地又は名称に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

（近隣住民等への配慮）

第 25 条　乙は、第 10 条の規定による貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

２　乙は、貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

（駐車場利用者等への対応）

第 26 条　乙は、第３条第１項の用途の使用に際して発生するトラブル、苦情等については一切の責任を持って解決しなければならない。

（疑義等の決定）

第 27 条　この契約に関し疑義がある場合、又はこの契約に定めのない事由が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第 28 条　この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、それぞれに甲乙記名押印した上、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

（貸付人）

甲　　所在地　　熊本市東区健軍２丁目４番１０号

名　称　　熊本県市町村総合事務組合

代表者　　組合長　竹﨑　一成

（借受人）

乙　　所在地

名　称

代表者